

全国健康保険協会 健康優良企業ロゴマーク使用要領

平成 28 年 10 月 12 日制定

この要領（以下「本要領」という。）は、全国健康保険協会が商標権を有する健康優良企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 使用者

ロゴマークを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 全国健康保険協会
- (2) 健康企業宣言の趣旨に賛同し、(1) と覚書等の締結をした保険者及び保険者の団体
- (3) 健康優良企業と認定された法人、団体及び個人事業者。ただし、健康優良企業の認定が有効期間内にある場合に限る。
- (4) その他、全国健康保険協会に許可申請を行い、使用許可を受けた者

2. ロゴマーク使用許可・変更申請

ロゴマークの使用許可・変更申請は次のとおりとし、使用許可・変更申請に係る事務手続きは全国健康保険協会東京支部（以下「東京支部」という。）が行う。

- (1) ロゴマークの使用を希望する者は、事前に「健康優良企業ロゴマーク使用許可・変更申請書」（以下「様式 1」という。）を郵送またはファックスにより東京支部に提出しなければならない。
- (2) 東京支部は、上記(1)による申請があった場合、使用可否を決定し、「健康優良企業ロゴマーク申請結果のお知らせ（様式 2-1 または 2-2）」を申請者に通知のうえ、使用許可した者を「ロゴマーク使用者管理簿（様式 3）」へ登録する。
- (3) ロゴマークの使用可否の決定にあたっては、健康企業宣言の趣旨に賛同し、その普及・啓発・推進の目的での使用であると東京支部が判断した場合に限り使用を許可する。ただし、次のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。
 - ① 全国健康保険協会の信用・評判を毀損するおそれがあると判断した場合
 - ② 健康企業宣言の活動の妨げやイメージを損なうおそれがあると判断した場合
- (4) 既に使用許可を受けた者に申請した内容の変更がある場合、速やかに東京支部へ様式 1 を提出することとし、変更した内容により東京支部が使用を許可しないと判断したときに限り変更申請者へ通知する。
- (5) ① 1. 使用者(2) で定める者からの申請は不要とし、「ロゴマーク

使用者管理簿」に登録のうえ、「健康優良企業ロゴマーク付与のお知らせ（様式4）」を東京支部より通知する。

② 1. **使用者**（3）で定める者は、健康優良企業銀または金の認定の事実をもって使用許可申請があったものとみなし、「ロゴマーク使用者管理簿」に登録のうえ、「健康優良企業ロゴマーク付与のお知らせ（様式4）」を1. **使用者**（3）が加入する保険者または保険者の団体より通知する。

3. ロゴマーク及び使用方法

（1）ロゴマークは次の2つのタイプとし、名刺・ホームページ・広報資料その他これに類する用途で使用できるものとするが、別途定める「全国健康保険協会健康優良企業 LOGO DESIGN MANUAL（以下「マニュアル」という。）」に従って使用すること。

縦タイプ	横タイプ
	

（2）ロゴマークの色

ロゴマークのデータを次のとおり提供する。なお、使用する際は、提供を受けたロゴマークデータの色を加工せずに使用すること。

- ① 1. **使用者**（2）で定める者及び健康優良企業銀の認定を受けた者には、黒色及び銀色のロゴマークデータを提供する。
- ②健康優良企業金の認定を受けた者には黒色及び金色のロゴマークデータを提供する。
- ③健康企業宣言の普及・啓発・推進の目的で使用許可を受けた者には黒色のロゴマークデータを提供する。

（3）表示方法

ロゴマークは、必ず次の文言を併記して使用すること。その際、併記する文言の書体や装飾は問わないが、必ずロゴマークに隣接して表示をすること。

- ①健康優良企業が使用する場合はその認定番号
- ②使用許可を受けた者が使用する場合はその許可番号

（4）禁止事項

ロゴマークに使用に関する禁止事項は次のとおりとする。

- ①法令や公序良俗に反するおそれのある使用

- ②全国健康保険協会の信用・評判を毀損し得る方法での使用
- ③健康企業宣言の活動の妨げやイメージを損なう方法での使用
- ④1. 使用者（4）で定める者の健康企業宣言の普及・啓発・推進以外の目的での使用
- ⑤本要領及びマニュアルに反した使用
- ⑥提供したロゴマークデータの色を変更した使用
- ⑦第三者へのロゴマークデータの再配布。ただし、1. 使用者（2）に定めるものが1. 使用者（3）へ配布する場合を除く
- ⑧使用許可を受けた者が提供する物品、サービス等の品質や安全性を全国健康保険協会が保証すると誤認させる方法での使用

4. 本要領またはマニュアルに反した使用に対する措置

本要領またはマニュアルに反した使用方法または不適切な使用であると協会が判断したときは、次の必要な措置を順次講ずる。

- （1）警告
- （2）使用許可取り消し
- （3）社名公表
- （4）訴訟

5. 本要領またはマニュアルの変更

本要領およびマニュアルに定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、全国健康保険協会が必要な事項を定め、予告なく本要領及びマニュアルを改定する。